

○公安委員会事務専決規程

〔 昭和 42 年 12 月 8 日 〕
〔 公安委員会訓令第 16 号 〕

公安委員会事務専決規程を次のように定める。

公安委員会事務専決規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公安委員会の権限に属する事務のうち、警察本部長又は警察署長若しくはこれらの補助機関が、専決することができる事務について必要な事項を定めるものとする。

(専決事務の範囲)

第 2 条 警察本部長及び警察署長並びにこれらの補助機関は、別表に定めるところにより、公安委員会の権限に属する事務を専決することができる。ただし、重要、異例又は疑義のあるものについては、公安委員会の決裁を受けなければならない。

(報告)

第 3 条 前条の規定に基づき専決処理した事項については、警察本部長が定めるところにより、公安委員会に報告しなければならない。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公安委員会の権限に属する事務のうち、警察本部長又は警察署長若しくはこれらの補助機関が、専決することができる事務について必要な事項を定めるものとする。

(専決事務の範囲)

第 2 条 警察本部長及び警察署長並びにこれらの補助機関は、別表に定めるところにより、公安委員会の権限に属する事務を専決することができる。ただし、重要、異例又は疑義のあるものについては、公安委員会の決裁を受けなければならない。

(報告)

第 3 条 前条の規定に基づき専決処理した事項については、警察本部長が定めるところにより、公安委員会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和 43 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 兵庫県公安委員会事務代行規程（昭和 35 年兵庫県公安委員会訓令第 11 号）は、廃止する。

附 則（昭和 43 年 6 月 28 日公安委員会訓令第 6 号）

この訓令は、昭和 43 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 43 年 8 月 27 日公安委員会訓令第 7 号）

この訓令は、昭和 43 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 44 年 3 月 31 日公安委員会訓令第 1 号)
この訓令は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 44 年 9 月 20 日公安委員会訓令第 3 号)
この訓令は、昭和 44 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 2 月 27 日公安委員会訓令第 1 号)
この訓令は、昭和 45 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 12 月 18 日公安委員会訓令第 9 号)
この訓令は、昭和 45 年 12 月 18 日から施行する。

附 則 (昭和 46 年 9 月 20 日公安委員会訓令第 7 号)
この訓令は、昭和 46 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 1 月 5 日公安委員会訓令第 2 号)
この訓令は、昭和 47 年 1 月 5 日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 2 月 15 日公安委員会訓令第 3 号)
この訓令は、昭和 47 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 1 月 9 日公安委員会訓令第 2 号)
この訓令は、昭和 48 年 1 月 9 日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 3 月 1 日公安委員会訓令第 7 号)
この訓令は、昭和 48 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 49 年 4 月 1 日公安委員会訓令第 3 号)
この訓令は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 53 年 3 月 28 日公安委員会訓令第 2 号)
この訓令は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 53 年 9 月 26 日公安委員会訓令第 4 号)
この訓令は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 53 年 11 月 28 日公安委員会訓令第 8 号)
この訓令は、昭和 53 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 54 年 1 月 30 日公安委員会訓令第 1 号)
この訓令は、昭和 54 年 2 月 13 日から施行する。

附 則 (昭和 54 年 3 月 31 日公安委員会訓令第 2 号)
この訓令は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 54 年 6 月 26 日公安委員会訓令第 4 号)
この訓令は、昭和 54 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 10 月 10 日公安委員会訓令第 4 号)
この訓令は、昭和 55 年 10 月 10 日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 12 月 5 日公安委員会訓令第 6 号)
この訓令は、昭和 55 年 12 月 5 日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 12 月 26 日公安委員会訓令第 7 号)
この訓令は、昭和 56 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 12 月 26 日公安委員会訓令第 8 号)
この訓令は、昭和 56 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 2 月 6 日公安委員会訓令第 1 号)
この訓令は、昭和 56 年 2 月 24 日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 6 月 19 日公安委員会訓令第 4 号)
この訓令は、昭和 56 年 7 月 17 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 3 月 23 日公安委員会訓令第 3 号)
この訓令は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 1 月 14 日公安委員会訓令第 2 号)
この訓令は、昭和 58 年 1 月 15 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 4 月 1 日公安委員会訓令第 6 号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 8 月 17 日公安委員会訓令第 3 号)
この訓令は、昭和 59 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 2 月 15 日公安委員会訓令第 3 号)
この訓令は、昭和 60 年 2 月 15 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 4 月 1 日公安委員会訓令第 5 号)
この訓令は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 1 月 24 日公安委員会訓令第 4 号)
この訓令は、昭和 61 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 3 月 28 日公安委員会訓令第 7 号)
この訓令は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 4 月 4 日公安委員会訓令第 8 号)
この訓令は、昭和 61 年 4 月 4 日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 12 月 19 日公安委員会訓令第 10 号)
この訓令は、昭和 61 年 12 月 19 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 1 月 23 日公安委員会訓令第 1 号)
この訓令は、昭和 62 年 1 月 23 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 3 月 27 日公安委員会訓令第 6 号)
この訓令は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 6 月 11 日公安委員会訓令第 8 号)
この訓令は、昭和 62 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 3 月 10 日公安委員会訓令第 1 号)
この訓令は、昭和 63 年 3 月 10 日から施行する。

附 則（平成元年3月16日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日公安委員会訓令第4号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月21日公安委員会訓令第8号）

この訓令は、平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成2年8月9日公安委員会訓令第2号）

1 この訓令は、平成2年9月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に第1種運転免許を受けている者で、当該第1種免許を受けていた期間（当該第1種運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して1年に達しないものについては、改正前の公安委員会事務専決規程別表の2警察本部の管理官、次席及び所属長補佐の専決事項の部運転免許試験場の項1、8（初心運転者講習の実施に係る部分に限る。）及び18の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成2年12月1日公安委員会訓令第6号）

この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成2年12月13日公安委員会訓令第9号）

この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成3年6月27日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成4年2月20日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成4年2月28日公安委員会訓令第4号）

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成4年3月11日公安委員会訓令第6号）

この訓令は、平成4年3月11日から施行する。

附 則（平成4年3月11日公安委員会訓令第6号の2）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年5月26日公安委員会訓令第9号）

この訓令は、平成4年6月1日から施行する。

附 則（平成4年6月30日公安委員会訓令第10号）

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成4年10月15日公安委員会訓令第11号）

この訓令は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成5年7月8日公安委員会訓令第4号）

この訓令は、平成5年8月1日から施行する。

附 則（平成5年12月7日公安委員会訓令第5号）

この訓令は、平成5年12月7日から施行する。

附 則 (平成6年4月21日公安委員会訓令第4号)

この訓令は、平成6年5月10日から施行する。

附 則 (平成6年9月28日公安委員会訓令第5号の2)

この訓令は、平成6年9月28日から施行する。

附 則 (平成6年9月30日公安委員会訓令第7号)

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成6年11月15日公安委員会訓令第11号)

この訓令は、平成6年11月15日から施行する。

附 則 (平成7年3月8日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成7年3月8日から施行する。

附 則 (平成7年3月13日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年4月27日公安委員会訓令第6号)

この訓令は、平成7年6月1日から施行する。

附 則 (平成7年9月19日公安委員会訓令第9号)

この訓令は、平成7年9月19日から施行する。

附 則 (平成8年8月8日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成9年10月9日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、平成9年10月9日から施行する。

附 則 (平成10年3月12日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年9月3日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年10月29日公安委員会訓令第5号)

この訓令は、平成10年11月1日から施行する。

附 則 (平成11年1月21日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成11年2月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月4日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年10月21日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、平成11年11月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月27日公安委員会訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 6 月 29 日公安委員会訓令第 5 号)

この訓令は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 8 月 10 日公安委員会訓令第 6 号)

この訓令は、平成 12 年 8 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 11 月 21 日公安委員会訓令第 7 号)

この訓令は、平成 12 年 11 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 2 月 1 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 13 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 23 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 14 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 27 日公安委員会訓令第 4 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 5 月 23 日公安委員会訓令第 5 号)

この訓令は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 6 月 27 日公安委員会訓令第 6 号)

この訓令は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 9 月 19 日公安委員会訓令第 10 号)

この訓令は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 6 月 12 日公安委員会訓令第 3 号)

この訓令は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 8 月 21 日公安委員会訓令第 4 号)

この訓令は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 11 月 27 日公安委員会訓令第 5 号)

この訓令は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 6 月 28 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 4 月 1 日公安委員会訓令第 7 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 6 月 24 日公安委員会訓令第 9 号)

この訓令は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 11 月 17 日公安委員会訓令第 10 号)

この訓令は、平成 17 年 11 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 11 月 24 日公安委員会訓令第 11 号)

この訓令は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 12 月 16 日公安委員会訓令第 12 号)

この訓令は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 24 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日公安委員会訓令第 6 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 4 月 20 日公安委員会訓令第 8 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 4 月 27 日公安委員会訓令第 9 号)

この訓令は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 5 月 30 日公安委員会訓令第 12 号)

この訓令は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 6 月 22 日公安委員会訓令第 13 号)

この訓令は、平成 18 年 6 月 22 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 8 月 10 日公安委員会訓令第 14 号)

この訓令は、平成 18 年 8 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 12 月 7 日公安委員会訓令第 15 号)

この訓令は、平成 18 年 12 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 1 月 25 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 19 年 1 月 29 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 4 月 26 日公安委員会訓令第 4 号)

この訓令は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 5 月 25 日公安委員会訓令第 5 号)

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 58 号）の施行の日〔平成 19 年 6 月 1 日〕から施行する。

附 則 (平成 19 年 5 月 25 日公安委員会訓令第 6 号)

この訓令は、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 5 月 31 日公安委員会訓令第 7 号)

この訓令は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 6 月 14 日公安委員会訓令第 8 号)

この訓令は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 9 月 13 日公安委員会訓令第 9 号)

この訓令は、平成 19 年 9 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 11 月 22 日公安委員会訓令第 10 号)

この訓令は、平成 19 年 12 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 2 月 21 日公安委員会訓令第 1 号)
この訓令は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 13 日公安委員会訓令第 2 号)
この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 5 月 20 日公安委員会訓令第 3 号)
この訓令は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 7 月 1 日公安委員会訓令第 5 号)
この訓令は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 7 月 17 日公安委員会訓令第 6 号)
この訓令は、平成 20 年 7 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 11 月 13 日公安委員会訓令第 7 号)
この訓令は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 27 日公安委員会訓令第 2 号)
この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 5 月 29 日公安委員会訓令第 3 号)
この訓令は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 5 月 31 日公安委員会訓令第 4 号)
この訓令は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 7 月 16 日公安委員会訓令第 5 号)
この訓令は、平成 21 年 7 月 16 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 11 月 26 日公安委員会訓令第 6 号)
この訓令は、平成 21 年 12 月 4 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 26 日公安委員会訓令第 1 号)
この訓令は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 10 月 28 日公安委員会訓令第 3 号)
この訓令は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 8 日公安委員会訓令第 1 号)
この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 9 日公安委員会訓令第 1 号)
この訓令は、平成 24 年 3 月 22 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日公安委員会訓令第 2 号)
この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 10 月 30 日公安委員会訓令第 4 号)
この訓令は、平成 24 年 10 月 30 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 1 月 9 日公安委員会訓令第 1 号)
この訓令は、平成 25 年 1 月 30 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 26 日公安委員会訓令第 2 号)
この訓令は、平成 25 年 3 月 26 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 10 月 17 日公安委員会訓令第 5 号)
この訓令は、平成 25 年 10 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 5 月 20 日公安委員会訓令第 1 号)
この訓令は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 8 月 18 日公安委員会訓令第 2 号)
この訓令は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 10 月 7 日公安委員会訓令第 3 号)
この訓令は、平成 26 年 10 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 16 日公安委員会訓令第 1 号)
この訓令は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 5 月 29 日公安委員会訓令第 3 号)
この訓令は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 6 月 17 日公安委員会訓令第 4 号)
この訓令は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 9 月 30 日公安委員会訓令第 6 号)
この訓令は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 12 月 15 日公安委員会訓令第 7 号)
この訓令は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 23 日公安委員会訓令第 2 号)
この訓令は、平成 28 年 3 月 23 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 29 日公安委員会訓令第 5 号)
この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 6 月 21 日公安委員会訓令第 6 号)
この訓令は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 11 月 25 日公安委員会訓令第 8 号)
この訓令は、平成 28 年 11 月 30 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 2 月 21 日公安委員会訓令第 1 号)
この訓令は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 6 月 13 日公安委員会訓令第 3 号)
この訓令は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 6 月 29 日公安委員会訓令第 4 号)
この訓令は、平成 29 年 6 月 29 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 14 日公安委員会訓令第 2 号)
この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 27 日公安委員会訓令第 4 号)

この訓令は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 5 月 11 日公安委員会訓令第 5 号)

この訓令は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 10 月 1 日公安委員会訓令第 6 号)

この訓令は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 10 月 11 日公安委員会訓令第 7 号)

この訓令は、平成 30 年 10 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 2 月 1 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 7 日公安委員会訓令第 3 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 12 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令中第 1 条の規定は令和 2 年 3 月 26 日から、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 8 月 5 日公安委員会訓令第 3 号)

この訓令は、令和 2 年 8 月 6 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 8 月 26 日公安委員会訓令第 4 号)

この訓令は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 10 月 15 日公安委員会訓令第 5 号)

この訓令は、令和 2 年 10 月 26 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 12 月 1 日公安委員会訓令第 6 号)

この訓令は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 12 月 11 日公安委員会訓令第 7 号)

この訓令は、令和 2 年 12 月 11 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 4 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 19 日公安委員会訓令第 3 号)

この訓令は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 12 月 17 日公安委員会訓令第 4 号)

この訓令は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 5 月 13 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 6 月 24 日公安委員会訓令第 3 号)

この訓令は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 12 月 19 日公安委員会訓令第 4 号)

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月13日公安委員会訓令第3号）

この訓令は、令和5年7月14日から施行する。

附 則（令和5年9月7日公安委員会訓令第4号）

この訓令は、令和5年9月7日から施行する。

附 則（令和6年2月13日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、令和6年2月15日から施行する。

附 則（令和6年3月29日公安委員会訓令第3号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月24日公安委員会訓令第4号）

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

附 則（令和7年2月21日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、令和7年3月1日から施行する。

附 則（令和7年3月11日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、令和7年3月24日から施行する。ただし、第1条及び第2条の改正規定は、同年4月1日から施行する。